

いなべ市監査委員公表 第 11 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果を公表する。

平成23年 2 月 24 日

いなべ市監査委員 羽 場 恭 博

いなべ市監査委員 位 田 まさ子

平成 2 2 年度

財政援助団体等監査結果報告書

(いなべ市商工会)

いなべ市監査委員

財政援助団体等監査

第1 監査実施年月日及び監査対象

財政援助団体監査及び公の施設の指定管理者監査

実施年月日	対象団体	所管部課
平成23年2月3日	いなべ市商工会	農林商工部 農林商工課

第2 監査の概要

1 監査の種別

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査（財政援助団体監査及び公の施設の指定管理者監査）

2 監査の対象

平成21年度のいなべ市商工会における執行事務のうち、本市からの補助を受けて執行された事業及び公の施設「モデル木造施設ウッドヘッド三重」の管理運営に係る出納、その他事務の執行について監査を実施した。

3 監査の主眼

(1) 財政援助団体監査に関して

- ・補助金等の交付申請、請求及び受領は適切に行われているか。
- ・補助金等は事業計画及び交付条件、目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。また、補助対象事業以外に流用されていないか。
- ・補助金等に係る収支の会計経理は、適正に行われているか。
- ・補助金等に係る精算報告、実績報告は適正に行われているか。

(2) 公の施設の指定管理者監査に関して

- ・施設は条例、規則及び協定書の定めるところにより適正に管理されているか。
- ・施設に関わる収支会計経理は適正に行われているか。
- ・利用料金の収納は適正に行われているか。
- ・帳簿その他の証拠書類は適正に整理保管されているか。

第3 監査の方法

平成21年度の補助対象事業及び施設管理の実施状況について、提出を求めた監査資料に基づき、関係者から説明を聴取するとともに、当該補助事業及び施設運営に係る関係諸帳簿、証拠書類等の照合、調査する方法で監査を実施した。

第4 監査の結果

いなべ市商工会運営費補助金及び地域活性化イベント補助金については、交付目的に沿って出納、その他事務処理が執行されており、概ね適正であると認められた。また、公の施設管理については、一部の事務処理を除き市条例、規則及び基本協定書に沿って施設の管理運営、事務処理が執行されており、概ね適正であると認められた。

なお、監査の過程において気付いた事務処理上の軽易な事項については、その都度口頭により善処方を指示した。

1 監査対象団体の概要

名称・代表者	いなべ市商工会 会長 市川 榮司
事務所所在地	いなべ市北勢町阿下喜1991番地
目的及び事業	<p>地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>① 商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。 ② 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。 ③ 商工業に関する調査研究を行うこと。 ④ 商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。 ⑤ 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行うこと。 ⑥ 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。 ⑦ 三重県商工会連合会の委託を受けて、商工貯蓄共済事業の業務を行うこと。 ⑧ 商工業者の福利厚生に資する事業を行うこと。 ⑨ 輸出品の原産地証明を行うこと。 ⑩ 商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。 ⑪ 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。 ⑫ 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。 ⑬ 商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務(その従業員のための事務を含む。)を処理すること。 ⑭ 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。</p>

	⑮ 外国人研修生の受け入れに関する事業を行うこと。 ⑯ 前各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。
組織構成	(役員) 会長 1 人 副会長 2 人 理事 25 人 監事 2 人 (職員) 事務局長 1 人 経営支援員 8 人 記帳指導員 4 人 (会員) 会員数 1,090 (H22.3月末現在)

2 補助金に関する事業の執行状況

(1) いなべ市商工会運営費補助金

- ・ 交付目的 商工会の運営、経営改善普及事業の円滑な実施を図る。
- ・ 交付根拠 いなべ市農林商工部関係補助金等交付要綱
- ・ 補助金額 35,000,000 円
- ・ 主な事業概要

経営指導員や記帳職員による相談指導、講習会の実施、記帳継続指導、各種保険の事務代行などの経営改善普及事業及び各種イベントの実施などの地域総合・商工・観光振興事業である。

- ・ 補助金交付申請年月日 平成 21 年 6 月 1 日
- ・ 補助金交付決定年月日 平成 21 年 6 月 15 日
- ・ 補助金交付年月日 平成 21 年 7 月 6 日 (12,000,000 円)
平成 21 年 9 月 15 日 (11,500,000 円)
平成 21 年 11 月 16 日 (11,500,000 円)

・ 団体の収支決算(全体)の状況 (単位:円)

収入合計	支出合計	収支差引額
(40,580,300) 141,289,758	139,881,046	1,408,712

※ 収入合計欄の上段()内は、市補助金(運営費補助金 35,000,000 円、地域活性化イベント補助金 5,000,000 円及び小規模事業者資金利子補給金 580,300 円)である。

収入の主なものは、県及び市からの補助金 81,739,989 円で、収入全体の約 58%を占めており、市補助金(運営費補助金 35,000,000 円)は人件費に充当されている。また、支出における主なものは、人件費 65,079,127 円で、支出全体の約 46%を占めている。

(2) 地域活性化イベント補助金

- ・ 交付目的 商工関係団体が行う祭り、イベント等の開催により地域の活性化を図る。
- ・ 交付根拠 いなべ市農林商工部関係補助金等交付要綱

イ いなべさくらまつり事業補助金

- ・補助金額 450,000 円
- ・事業目的 市内各地の桜の名所を巡回開催し、市民に紹介するとともに、いなべ市における産業振興及び市民への日頃の感謝とアピールを目的とする。
- ・実施日 平成 21 年 4 月 4 日(土)
- ・実施場所 藤原町篠立地内「立田公園」
- ・補助金交付申請年月日 平成 21 年 4 月 1 日
- ・補助金交付決定年月日 平成 21 年 4 月 8 日
- ・補助金交付年月日 平成 21 年 8 月 25 日
- ・事業収支の状況 (単位：円)

収 入		支 出	
市補助金	450,000	イベント費	600,450
商工会費	714,001	設営費	364,399
		広告宣伝費	74,959
		事務費ほか	124,193
計	1,164,001	計	1,164,001

ロ いなべ市納涼福祉花火大会事業補助金

- ・補助金額 2,550,000 円
- ・事業目的 商工会青年部の若いエネルギーとアイデアによる地域経済に立ち込めた暗雲打破と市民が抱える先行き不透明な不安感の解消を花火大会に託し、地域経済の活性化に寄与する。また、福祉施設入所者を招待し、地域住民とのコミュニケーションの更なる強化を図る。
- ・実施日 平成 21 年 8 月 15 日(土)
- ・実施場所 員弁町上笠田地内 員弁川河畔
- ・補助金交付(変更)申請年月日 平成 21 年 7 月 13 日(8 月 12 日)
- ・補助金交付(変更)決定年月日 平成 21 年 7 月 27 日(8 月 13 日)
- ・補助金交付年月日 平成 21 年 9 月 7 日
- ・事業収支の状況 (単位：円)

収 入		支 出	
市補助金	2,550,000	イベント費	4,561,815
協賛金	3,208,001	設営費	262,604
募 金	124,112	広告宣伝費	285,356
商工会費	10,748	警備費	345,265

		事務費ほか	437,821
計	5,892,861	計	5,892,861

ハ いなべ市商工まつり事業補助金

- ・補助金額 2,000,000 円
- ・事業目的 地域の活性化と市民との交流並びに日頃の感謝の意味を込めたイベントを実施する。また、工業部会員事業所の製品、技術、パネル・パンフレット等々展示し、事業内容の周知を図る。
- ・実施日 平成21年10月18日(日)
- ・実施場所 阿下喜温泉「あじさいの里」駐車場
- ・補助金交付申請年月日 平成21年10月1日
- ・補助金交付決定年月日 平成21年10月9日
- ・補助金交付年月日 平成21年11月25日
- ・事業収支の状況 (単位：円)

収 入		支 出	
市補助金	2,000,000	会場費	1,377,728
商工会費	1,041,132	イベント費	1,079,344
		警備費・印刷費ほか	584,060
計	3,041,132	計	3,041,132

3 公の施設の指定管理業務の状況

(1) 指定管理の内容

いなべ市商工会は、指定管理者として「モデル木造施設ウッドヘッド三重」の管理運営をモデル木造施設ウッドヘッド三重の設置及び管理に関する条例、同規則及びモデル木造施設ウッドヘッド三重の管理運営に関する協定書に基づき行っている。

- ・指定期間 平成20年4月1日から平成23年3月31日まで
- ・指定管理料 年額2,100,000円(年度協定書による。)
- ・指定管理業務の内容
 - ① 施設の維持管理に関する業務(施設の保守点検、清掃、植栽管理、物品管理、駐車場管理、保安警備ほか)
 - ② 施設利用者からの利用料金徴収業務
 - ③ 施設の利用に関する業務(施設の利用調整、利用者受付及び指導、利用促進ほか)

(2) 施設の利用状況

- ・受付件数 176件（有料88件、無料88件）
- ・入場者数 10,471人

(3) 指定管理料支払年月日 平成21年6月15日

(4) 収支の状況

(単位：円)

収 入		支 出	
市委託料	2,100,000	光熱水費	760,282
使用料	213,500	建物管理費	995,156
商工会費	121,976	通信費	55,750
		一般管理費	346,628
		その他経費(備品費)	277,660
計	2,435,476	計	2,435,476

4 指摘事項

指定管理業務において、休館日の変更及び利用料金の減免に係る手続きが不適切であったので、今後は「モデル木造施設ウッドヘッド三重の設置及び管理に関する条例」及び「同条例施行規則」の規定を遵守し、事務処理に当たられたい。

5 所 見

長引く景気低迷により、商工業を取り巻く環境は依然として厳しい状況の中、いなべ市商工会においては、小規模事業者の経営維持・発展のため、経営改善普及事業や地域振興事業において各種取り組みを展開されているが、会員数が高齢化や後継者不在などにより年々減少傾向にあることから、今後とも多様化する小規模事業者のニーズに応えるため、経営指導の一層の向上に努められ、地域における商工業の振興、発展に寄与されることを期待するものである。